

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 8 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 8 月 4 日（水）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 補助事業評価の取りまとめについて

【部会長】

第2部会を始めます。前回に引き続き、補助事業の評価の取りまとめです。まず、「夜間往診事業助成」というところの評価です。

【事務局】

事業課と確認をしまして、この補助事業については今年度で終了ということです。

夜間往診自体は診療報酬の対象になるので、それが定着していけば、補助として継続する必要はないということで、もともと補助金の交付要綱での補助期間が3年間で始まっております。

内部評価で今後も周知が必要というのは、医師会診療所で夜間往診をやっていますという、その周知を区民に広げていく必要があるという回答です。

【部会長】

違いますね。役割分担、目的の妥当性、手段もよい、目的達成もできて、協働の視点もあることで、A評価になった。A評価のコメントのところで、夜間往診について区民に今後とも周知する努力をして欲しいということですか。

「夜間往診事業助成」については、当初から3年計画の事業で、助成額も1,000万円から500万円になり、500万円がゼロになるという形で終わっていく。ただ、今後医師会診療所で夜間往診をやっていますということを区民に周知する努力を続けて欲しいというコメントにする。

補助が終了しても、その後の医師会の活動についてフォローしてくださいということです。

【委員】

その中には、周知徹底するという事柄も含まれるということですね。

【部会長】

例えば10年間はこの事業をしてくださいといった条件はもともとありましたか。

【事務局】

そういう条件はないそうです。この補助事業を20年度から実施するに当たって、機械の設備とか、ドクターが常駐するための設備、あるいは運営補助というのを始めたけれども、診療報酬等で基本的には経営が賄っていけるという部分で、3年の期間で補助事業として立ち上げて概ね目的を達成している。

【部会長】

あくまで夜間なので、医師会全体でバックアップするという感じですね。

医師が一人常駐し、待機しているのに、思ったほど、この前のヒアリングでも思ったほど来なかったという話がありましたが、それで1人分の費用が賄えないときに、補助ということが必要になってくるのではないかということでしたが、多分それはないと思われる。

【事務局】

この事業のもともとの目的が、かかりつけ医を皆さん、持ってください。だから、かかりつけ医がいない方は、時間外でどこかにかからないといけないときに、診療所に往診してもらうことによってかかりつけ医をつくるきっかけになっていくということも、1つのねらい目であるということで、そういう部分からも、いわゆる目的が達成しつつあります。

【委員】

高齢者在宅者介護とともに、安心して子育てができる環境を確保するという点で、この制度が円滑に運営されるということをも目的の妥当性として評価します。それが医師会のほうの独自事業できちっと担保されるということであれば、ここで公金を注ぎ込んで初期動作をしたということについての評価は丸ということです。

【部会長】

補助金を出したのだから、後継続してやっていただいているかどうかの確認というのも、必要ではないでしょうか。

【委員】

総合評価のところに入れるのがいいのではないですか。

【部会長】

次が「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」です。Bが「見直し・検証が必要な部分あり」、Cが「抜本の見直しを」ということで、これは、ヒアリングのときも大分話が出ていたところでございます。

【委員】

外部評価がどういう立場で評価するかということです。国等と関連しているから、あまり外部評価だけで変えられるものでもない。

【部会長】

ただ、17年度のときは、C「抜本の見直しを」です。「抜本の見直しを」なんですけど団体補

助から事業補助に変わったということだったかと思います。

ヒアリングのときも、これは国・都・区という形の事業だということでした。ですので、なくすというところではないとは思われます。方針については、国・都の検証が要るのではないかということですね。

【委員】

これは新宿区だけで実施されているわけではないから、現実的にするという事です。それから、若い世代にも運動として継承されるように、言うなれば補助対象事業を指導されたい、というような意味で、事業補助的なニュアンスをより濃くして、なくせばいいというものでもないのではないかと考えてのことです。

適正な方法で行われる限りにおいては、大切事業ではないかと考えています。

【部会長】

戦没者慰霊祭、沖縄慰霊巡回、お遺骨お出迎え(千鳥ヶ淵墓苑)で3事業ということですね。

【委員】

例えば沖縄に行けない、あるいは必要がないといって全部切ってしまうていいかなという思いがあります。

【部会長】

予算の執行はちょっと考え直さなければいけないだろうなというところが一番大きいのです。

【委員】

執行方法が悪いということをもってその補助金を廃止するのかどうか、執行方法は悪いけれども、その目的はいいのではないかと思います。

【部会長】

目的自体も、戦没者の遺族だけではなくもう少し一般化して、もっと広げるべきではないかという意見もありますが。

【委員】

事業が悪いとは言っていないのです。補助金の使い方の問題です。

【部会長】

今は会員数としては147名。戦争をしない、平和を守るという目的はいいのだけれども、それが遺族会の147名に対する慰霊祭運営経費等補助だというのだと、それだけのことになる。

他の区も大体同じなのでしょうか。

【委員】

例えば千代田区は、ただ単に自分たちの区に関連するだけではなくて、オープンな形の行事にしていくという方向感をにじませた整理をして、重要実施事項に挙げています。

【部会長】

「遺族会の歳入に占める新宿区からの補助金の割合が30%を超えており、区からの補助金をなくして各事業の執行に支障を来すことが予想される」ということは、やはり補助金ありきとみえます。かなりの間この補助金を、収入の一部としてやっている。

【委員】

予定と実績がかなり離れていますね。

【委員】

「趣旨については継承されていかなければいけないと考えられるが」と書き、しかし、その実施方法をこの際に見直すという意味を含めてCにしますと、言うことはできるのではないかと。

【部会長】

だから、補助金が必要だという言い方はですね。

【委員】

ええ。そういうことで補助金が要るのではなくて、このこと自身が、多くの人間が問題意識を共有化しなければいけないから税金を投入するということです。

【部会長】

内部評価の表現では、団体に出ているために、区の補助金がなければやっていけませんという表現ですね。

【委員】

最大の評価のポイントは、戦没者供養のために遺族会だけでいいかということなのですよ。遺族会だけの助成でいいかということなのですね。もっと広くやらなければいけないのではないかとということです。

【委員】

他の部署との連携、平和事業とのかかわりの中で、こういう問題が消え去らないようにするということが大事なことです。その辺だけはきちっと付記しておけばいいのではないですか。

【委員】

抜本的というと半分やめろと言っているような印象を与えるので、改善する点はあるという意味でBですが、ニュアンスとしては、平和とか慰霊というのを遺族会に限定したものではなくて、もっと広く区民が参加できるような形の補助金にすべきではないかというのが1点です。

【部会長】

また、やはり高齢化してきますから、これを続けていくというのは難しいわけで、そこも踏まえて考えていかなければならないですね。

目的の妥当性のところでは、他の事業の所管する平和事業との連携を検討することが必要だということですね。これは、「恒久平和を願い運動を引き継ぐことが大切だが」というこの部分を生かしていただいて。

【委員】

遺族に対しての弔いの気持ち、犠牲者に対しての弔いの気持ちと、それから、こういうことを通じて、みんなが戦争ということはいけないのだということを共有化していくということですね。

区としても、公金を使う以上きちっと管理してやっていただきたい。

【委員】

一つは、現在の遺族会に対しての補助金の使用方法というか、事業内容について不適切な部分があるから是正されたいというようなこと。もう一つは、今後の方向性については区の中で関連部署との検討をする時期に来ているということなのではないですか。

【委員】

もっと広域的な事業ではないのでしょうかね。国や都が助成するのが本来なのか。

【委員】

そういう面もあるけれども、区によって多少事情が違うから、みんなで分担してという性格なのではないですか。

【部会長】

事業内容、予算・決算について再検討して欲しいと。

【委員】

再検討というか、是正ですよ。

【部会長】

是正について徹底して欲しいと。

【委員】

もう一つは、大事な問題ではあるから、区の中においても他の部署等との、平和事業との連携とかそういうことも考えたらどうですかということ。

【部会長】

補助金を継続するのであれば、「だれもが輝けて安心して暮らせるまち」という個別目標に照らし合わせ、特別な補助という色合いは払拭すべきである、ということを入れていきたい。

遺族会に限定せず、もっと広く平和を考えましょうということですね。

【委員】

そういうことですね。そういう助成ならいいだろうということですよ。

【部会長】

平和づくりの一環として展開をするべきだと。

「遺族会の高齢化、会員などの減少を考慮して今後のあり方を検討することが必要である」というのも入れることとしましょう。

今回は「障害児等タイムケア事業」です。

これは、お話を聞いても非常によくやっておられましたし、この事業もたしか、団体への事業委託費になる予定なのですよ。

【事務局】

はい。25年度に向けて委託化を検討するというので、現在は補助事業で、団体の事業に対して補助という形でやっていますけれども、来年度から、現在東戸山中学校の跡地に整備しています子ども総合センター内にその事業が移転していく。

併せてあゆみの家にあります子ども発達センターもそこに入っていくということで、総合的な子育て支援事業の一環として総合化するという中で、25年度に向けて委託化を検討しますと

いう改革方針になっています。

【部会長】

そうですね。行われている事業はいいということで、評価はAでいいと思います。
よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

今のよさを損なわないような内容にして欲しいということです。その子ども総合センター内に移っていったとしても、今あるよさはそのままというのが一番の基本かなと思いました。

【委員】

やはりそういう子どもを持つ親御さんのいい意味での参画も得て、子どもさん方の面倒を見るということが、数ではそれは少ないかもしれないけれども大切です。

【部会長】

役割分担のところでは、「時間はかかったけれども、ほぼ軌道に乗った点は評価できる」を、目的の妥当性に関しては、「法定基準どおりの職員配置ができたことは、保護者に安心感を与えて、的確な処理であった」を、目的の達成は、「重度障害者の放課後の居場所づくりは深刻な課題であり、区の助成が大きなメリットだということで評価される。」を、協働のところに「引き継がれるように関係者と協議をして欲しい」と入れる。

これは、本当にいい事業だと思いますので、ぜひ継続して欲しい事業だと思います。

【委員】

何か協働の視点も入れて、みんなも助けるのだという。当事者も、ほかの人も手を貸して、それでこれがうまくいくようにしていくという言葉をどこかにちょっと入れてもらいたい。

【委員】

それだけが孤立するのではなくて、みんなで手を差し伸べないと。今は関係者の努力でやっと軌道に乗ったということですがけれども、先行きの展望は必ずしも楽観できないのです。

【部会長】

協働のところでは、補助対象団体との協働はうまくいっているということを入れておくとうことでいいかと思います。

次は「特別養護老人ホーム等建設事業助成」です。これも、既に契約したところなのでどうしようもないという話であったということも含めて、評価はAでいいかと思います。

この事業に関しましては、高齢者の施設に関して計画事業の中でまた見ていかなければいけない部分があるという話が出ていたかと思います。

【委員】

過去債務だから、それはそれでやむを得ない。住民の実感からすると、やっぱりこの事業の背景にある事柄の中には乖離している部分がある。だから、そういう実感のニュアンスを何らかの形で明確にメッセージしておいたほうがいいような気はします。

残額というのは、毎年補助金で少しずつ払っていくという方法もあるけれども、例えば1億払うところを7,000万一挙に払って、まけてもらうということだってあり得るわけです。それから、その後、物価だとかいろいろ変わっているから、計算方法も見直すとかいうことだってあるわけですよ。だから、民間ベースで言えば、過去債務だからということで放置しておくのは、本当はうまくないのですよね。それで「目的達成」のところ「第5次計画のときには少し思い切って、そこまで踏み込んだ整理をされたい」というニュアンスを書き、「目的の達成状況がいいというわけではない」というニュアンスを出したのです。

直すところはどんどん直していかないと。

簿価が変わっているのだからね、何十年前の不動産の簿価をそのまま、そのとき入れた家賃で、家賃みたいなものですからね、ずっと払っていくというのはやっぱりおかしいですよ。

【部会長】

「第5次介護保険計画策定に向けて」をどこかに入れておいたほうがいいと思います。

次は「特別養護老人ホーム運営助成費」です。

この事業は正規の特養に対して都の補助金が払われていないのでやりますよという事業です。

「特養の入所願望が一番高い。引き続き補助を期待したい」、「事業自体は問題がないのだけれども、公民館というのが後で出てくるのではないか」、「一定の期間をもって打ち切ることもやむを得ないのではないか」という意見があります。

【委員】

これは、施設間における機能の水準の差異に対して補助しているのですけれども、民間感覚的に言うと、こういう差異については、いわゆる転換緩和という意味ではやるけれども、未来永劫やることはない。もう絶対的に施設が不足しているわけだから、施設の補助で、ベッドを1つでも2つでも増やすというほうに回していかないと、本当の意味でのこういう仕事をきちっとやっていくことにはならないと思います。

【部会長】

私は、この事業全体についてはいいとして、第三者評価の議論まで図ることはない。第三者評価の議論は多々あるけれども、他の法人は介護保険の中での整理の中でやっているの、「第三者評価事業以外は妥当」という言い方をさせていただいているのですね。

【委員】

施設の性格が変わったから、その変わったときに差ができた部分について補てんすることを、いつまでもやるというのはおかしいのではないですか。

その差ができたということにおける、運営主体が変わったとかそういうことによって若干の差ができたということについてはしょうがないけれども、それは基本的にそういうことであるのですよ。

【部会長】

他の社会福祉法人には都の補助金が出ているのに、この2つの施設に関しては都の補助金が出ないという問題がある。

【委員】

だけれども、それはわかっていて転換したわけでしょう。

【部会長】

なるほど。

【委員】

そこに入っている人にしてみると、運営主体が変わったから急に差が出たのでは困るから、一定期間の補助はする。だからそこを今度新しく引き受けたほうの経営努力で、それは出ないけれどもやるとか、運営主体が変わったがゆえに今までなかったサービスが受けられるようになるとか、それが民間化のポイントですよ。

【部会長】

見直しが必要ということで、役割分担では、「設立した施設の法人化に伴う助成としてそれは意味があるだろう」、目的の妥当性のところに、「もう少し入所施設を増やすということも考える」、目的の達成度のところに「毎年前払い方式で100%になっている点に疑問を感じる」と入れる。

「補助金の透明性の確保の視点から、実績報告を求める必要があります」というのが課題になっているのですよ。

あとは、「入所できない方への対応と抱き合わせた事業を構築するか、それが不可能であれば、不公平さがないように補助金のバランスを検討すべきである。だれでもが安心して暮らせるまちであるため」と入れたいのですね。

そのときに引っかかるのは、やっぱりこういう補助事業というのは一定期間で打ち切るのが筋なのではないかというのは、それはずっとこの補助事業を検討する中で出てきたことなので、続くのだったら、経常事業とかにすべきだという話でした。

【部会長】

次「サービス評価事業」です。

対象事業所数が少ないので、気になるところです。

【委員】

第三者評価というもののインセンティブというか、意義というか、それがやっぱり日常業務の忙しさにかまけてないがしろになっているということなのでしょう。

【委員】

大きい事業者はいいのだけれども、小さい事業者はなかなかこういうのは大変なのですよね。何年かに1回、受けなければいけないのでしょうか、これ。1回取ればいいというのではないのでしょうか。

【事務局】

3年です。

【部会長】

区として、やっぱりリサーチや研究するところもちゃんと受けて欲しいという考えのもの

事業だと思うのですね。でも、それが十何カ所でいいのかというところが気になったところで。役割分担は明確なのです。

【委員】

こういう制度でこの事業の内容が公表されるという仕組みというもの、その評価した情報が使われる仕組みが完全にでき上がっていないからなのでしょう。

【委員】

それがもし十分に普及したとしても、評価を取らなくても顧客は来るというところがある。

【部会長】

例えばそこである一定基準をしないと事業を続けてはいけなとかと言われれば。

【委員】

やりますよね。

【委員】

受審費用を助成するだけではなくて、ある一定以上の評価を受ければ、報償金ではないけれども、そういうものを出しますぐらいしないと、これは促進されないのではないかと思います。でも、そこまでその補助金を拡大していいのかどうか考えさせられます。費用を全額負担だけでは、とてもやっていけそうにないなという感じです。

【部会長】

「第三者評価を受ける費用をもらっても、第三者評価を受けるまでのいろいろなデータづくりが、小さな事業所では大変だからやらないのだ」ということでした。

だとすると、もう一つ別のものがないと、第三者評価はしてもらえない。と同時に、第三者評価自体の問題もあるのですけれども、そこはまず置いておいてということです。

総合評価に「助成だけで目的達成は難しい状況であって、この補助事業はさらに拡大する必要がある」と、「多くの事業所が第三者評価は意味あるものとしてとらえるような働きかけが不足している」と入れる。

目的の妥当性は「明確である」として、評価理由に「事業負担が大きいために受審できないなど、補助の実効性の面から検討すべき点があると思われる」という、これは重要だと思うのです。

【委員】

これは、もともと事務が煩雑な仕組みでいいのかということもあります。ただ、受審のところの補助だけするというのでは、これは未来永劫に軌道に乗らないのではないかと思います。

【委員】

利用者が事業所を選択する際の資源の一つになるという、もう一つの目的も低いということからすると、全く目的は達成されていないということなのです。

【委員】

小さいところが受けにくいとか、事務負担が大きいようなシステムで、それでごくわずかのところが受ければ、受けたことでこの制度が何となくできているということではないのではな

いかと思います。

【部会長】

第三者評価自体が、実は大きな問題を含んでいることは事実なのです。

きちんと評価されていないということもあるので、目的の妥当性の評価の後半に、「利用者が事業を選択する際の資源の一つとなるというもう一つの目的も、この評価を受けなくても顧客を得られるので、達成度割合が低い」というのを入れる。

【事務局】

これは、包括補助なのです。東京都で要綱があって、そのとおりにやると、60万全額出してくれるという形の事業です。

ですから、全額出してはくれるのだけれども、さっき会長がおっしゃったとおりの手間がかかるので受審しないというのが実態なのです。

それと、都の事業としてやっているところもあるので、なかなか要綱等を変えられない部分もあるから、ここは他の単独事業とちょっと意味合いが違うところはあります。

【委員】

どっちかというとハードの面の見えやすいところは評価を受けやすいのだけれども、見えにくいソフトの部分、人材とか、サービスとか、ソフトの面の評価というものに時間がかかってしまう。書類が膨大だから。

【事務局】

利用者アンケートなんかも必要になってきます。

【委員】

そうですね。利用者にも聞かなくてはいけない。お客さんにも聞かなくてはいけない。

【委員】

だから現実に進展していない。

【部会長】

次「介護福祉士資格取得費用助成」です。

【委員】

こういうふうに福祉の費用助成をして、それだけでいいのか。

【部会長】

「費用助成を受けていながら、区のアンケートに回答しない福祉士もいた。この点をどう考えるかは今後の課題である。職業選択の自由を縛るのではなく、費用助成を受けた者の役割としての認識が弱いのではないか。都も認識させていないのではないか」、この補助金を受けているのだから、しっかり区のそういうアンケートなんかには答えなければいけないと思います。例えば、それは、施設を通じてやっているのだったら、施設の管理者がその辺をきちんと言わなければいけないと思いました。答えてくれない人がいたというのはちょっとショックでした。

【委員】

いろいろな仕組みとセットでやっていかないとだめなのですよね。だから、これだけを取り

出して、いいかどうかと言えば、あまりいいとは言えないなという感じです。

【委員】

補助金のあり方を考える上で、民間では考えられないような補助金の出し方です。

【部会長】

離職率の高さが問題なので、この介護福祉士の資格を持てば賃金がアップするという制度を持っていないと処遇改善交付金というのが出ないから、その処遇改善交付金とだけはリンクしているということでしたね。

【委員】

総合して行われていくように区からも指導があれば、それはそれでこの補助事業は結構ですよということです。

【委員】

こういうふうにしてある程度スキルアップできれば、マイナスにならないのではないかと思います。

【委員】

資格利用だから受益者負担ですよ。当然、自分のためにだから、負担しなければいけないのですけれどもね。

【委員】

だから、本来なら100%補助金なんか要るかなと思うところもあります。

【委員】

我々の感覚で言うと、アンケートというのも完了報告書なのですよ。

【部会長】

受ける側の視点だけでなく、区がもうちょっと強くその辺の指導をしていただく。

【委員】

趣旨を踏まえた管理システムが十分ではないのではないかと、そういう感じです。

【部会長】

そうですね。報告書を出してから初めて補助金が出る、半額出るというふうにする、そうすれば少しフォローができるかなということです。

総合評価に、「第5次介護保険計画と、継続してスキルアップの向上を目指す対策に取り組んでいただきたい」と入れる。

次は「医療介護支援事業」です。

「国の制度が変わっていくことによって変更があるので、広域医療事業としていいだろう」、「目的が達成されている」、「財源の確保を考えるとちょっと検討の余地があるだろう」、「継続すべきだけれども、支援内容について法制度の変更とあわせて検討が必要だろう」、「将来の方向性を提示することが必要なのではないかと」という意見があります。

今は多分、看護師を増やしていくということになっていますが、今は看護師しかできない業務が介護士でもできるようになるというところでの問題提起。

【委員】

区の財源だけではちょっと将来足りなくなるのではないか。

【部会長】

このまま、区の助成事業でいいかということですね。

【委員】

そういうことです。根本的には助成事業ではないような気がします。

介護保険事業の一環に繰り入れる事業でもあるのではないのでしょうか。

【部会長】

役割分担のところ、介護保険事業としての再考も必要であるとするか。

この事業に関しては、国の法制度の動きも絡みます。「法制度の変更に合わせて見直していく」、という部分を入れておくということが必要なのだと思うのですね。

協働の視点、「地域で安心していただくための支援策の一つであり他の事業とも併せて実効ある事業が出来るように」という意味ですから。

【委員】

補助事業というのはピンポイントでやるのですが、本当に効果を発揮するかどうかというのは、その周辺のものとうまくマッチングしたときにでき上がるのです。

そういった意味で、こういう特養の医療処置の必要性というのが高まってきていて、それを今のところは区としての補助でやっていますが、国の制度が変わってくれば国でやっていくようになっていくのでしょうか。しかし、グレーゾーンはかかわり合いを持って埋めていかないと、埋めきれないのではないかという思いです。

【部会長】

以上でよろしいでしょうか。では、これで終了します。今日はどうもありがとうございました。

<閉会>